

## 主 文

労働基準監督署長が、平成29年10月11日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

### 第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成21年4月1日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、平成27年4月1日からは、B所在の会社C支店に勤務し、経理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成28年1月以降、腹痛、吐き気、睡眠障害の症状が生じ、同年4月14日、D医療機関を受診したところ、「適応障害（F43.2）」と診断された。請求人によると、平成27年9月中旬頃より、指導員の上司から継続的にパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けており、平成28年3月24日には同人から恐怖を感じるほどの恫喝を受けたという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年10月25日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 前提事実

(略)

### 2 当審査会的事实認定及び判断

#### (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について

ア 労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）

は、平成29年9月29日付け意見書において、E医師による同年3月21日付け意見書に基づき、請求人は、平成28年1月上旬頃に、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見している。

イ 一方、請求人は、平成30年6月18日付けのE医師の回答を根拠として、上司からの叱責を受けた平成28年3月24日頃に発病したものであると主張している。

ウ このため、請求人の発病の時期及び業務起因性について検討する必要があると判断し、令和元年12月18日付けで審理のための処分としてF医療機関G医師（以下「G医師」という。）に精神医学的意見を求めたところ、G医師は令和元年12月26日付けで請求人の発病の時期等に関する精神医学的意見書を提出し、要旨、以下のように述べている。

#### (ア) 本件疾患の発病時期

平成29年9月29日付けの労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会意見書及び同年3月21日付けのD医療機関E医師の意見書は、ともに請求人の当時申し立てた症状を主たる根拠として精神障害の発病日を平成28年1月上旬頃としている。

確かに、平成28年1月以降、請求人には腹痛、吐き気、睡眠障害の症状が生じているが、請求人は勤務を継続しており、さらに通常の勤務に加えて試験を受けていたことなどから、精神障害の症状による著しい苦痛や著明な機能障害が生じていたとは判断できず、この時点ではいまだ精神障害を発病していたとはいえない。

その後、同年3月24日に上司から恐怖を感じるほどの恫喝や叱責を受

けたことを契機として、内科医院の受診を必要とするほどの強い腹痛や頭痛、うつ症状などの不調を来し、勤務継続ができなくなったことから、この時点で精神障害を発病したと判断するのが妥当である。

(イ) 本件疾患の発病の業務起因性

本件発病は、上司から恐怖を感じるほどの恫喝や叱責を受けたことが発病の要因であり、業務に起因するものと判断する。

エ G医師の前記意見は、専門部会意見書及びE医師の意見書を踏まえるとともに、請求人の症状の経過及び就労の状況を詳細にわたって検討したものであり、妥当である。

そうすると、請求人は、平成28年3月24日に本件疾病を発病したものと認めることができる。

(2) 判断基準について

ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき判断する。

(3) 請求人の本件疾病の業務起因性について

ア 請求人は、請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、上司による一連のパワハラを受けたことが、業務による心理的負荷をもたらす出来事に当たると主張するので、以下検討する。

イ 請求人は、平成27年9月中旬以降、請求人の指導を担当し、上司に当たるH指導員から、執拗な恫喝を受けたと主張する。

請求人は、H指導員から1日おきに怒鳴られたと主張し、わからないことを聞くと「聞かなくてもわかるだろう。」と怒鳴られ、聞かずに仕事を進めるとH指導員が「お前はなんで（仕事を）聞いてこないんだ！」と怒鳴られたこと、その怒鳴り声は周囲に響きわたるものであったこと、前任のIも同様に怒鳴られていたと主張する。

この点、同僚のJは、「平成27年10月から、H指導員の声が大きくなっていった。請求人に対しては一切の弁明をするような機会を与えないような言い方をしていた。その説教は、もう勘弁してあげたらいいのにとと思うくらい長いものであった。」旨申述している。

また、平成28年3月9日にH指導員と請求人の和解のために設けられた懇親会の席上、H指導員が請求人について、「礼儀がなっていない。言い訳が多い。うなずき方が悪い。」と述べていたとK副長が申述し、H指導員もおおむねその発言を認めていることからすると、H指導員は、業務の内容のみならず、業務を行っている請求人の人格を問題視し、厳しい言葉を用いていたものと認められる。

この点、前任のIは、「H指導員は最初やさしかったものの、平成26年10月以降は、『何回教えたら、わかるんだ！もう仕事は教えない！、お前何こんなミスしているんだ！殺されたいのか！』などと怒鳴るようになり、仕事を教えてくれず、半端なくつらく、本当に死にたいと考えた。」旨、K副長及びJの申述と整合する申述をしている。

また、L課長も、平成27年12月頃からH指導員の請求人に対する発言がきついつと感じていたこと、自分とK副長が席を外した際に「H指導員が大きな声でかなり厳しく」請求人に指導を行っていた旨、他の班から報告があり、請求人に対してやさしく指導するよう、K副長を通じてH指導員に指導している旨申述している。

さらに、平成28年3月24日には、通常に対応では支払が困難な土地使用料の請求事案であり、H指導員が請求人に対して「レアケース」なので「教えていない事項」について、H指導員と請求人の会社関係者への説明が異なるという出来事が生じた。当該出来事は、会社関係者の聞き取りでは、H指導員が請求人に対して会社関係者との打合せ内容をしっかり伝達しなかったため生じたものであるが、この出来事の際、H指導員は大声を上げたこと、頭に血がのぼって発言内容を忘れるほどのものであったことを自ら認めており、その声は「班全員が気付くくらい」のものであり、上司であるK副長がH指導員と請求人の間に止めに入ったとL課長は申述している。

加えて、会社関係者への聞き取り調査でも、H指導員の請求人に対する上記のような対応は「業務上の指導に付随し、優位性を背景に行われたものであり、その「大声」、「きつい言い方」の度合いは、横で聞いていた無関係の第三者ですら恐怖を覚えるようなものであり、これにより請求人が受ける恐怖感は相当なものであったと考えられる。」とする評価となっている。

そうすると、H指導員による請求人に対する対応はもはや「業務指導の範

困内」にあると認めることはできず、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に当たると認めることができる。

また、H指導員による請求人への指導には、「お前ふざけんじゃねえぞ。」「なんでお前はそうなんだ。」「基本がわかるのか。」等の人格や人間性を否定する言動が含まれ、繰り返し行われており、上司であるK副長から指導を受けた後も請求人に対して「しばしば大声を上げていた。」とK副長が申述していることから、執拗であると認められることを踏まえると、請求人が主張する前記アの出来事の心理的負荷の総合評価は「強」であり、全体評価も「強」ということができる。

#### 4 結 論

以上のとおり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月23日